

○長崎市スポーツ行事に係る共催等の承認事務取扱要綱

平成21年12月4日

決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、長崎市（以下「市」という。）以外のものが行うスポーツに関する行事（以下単に「行事」という。）について、市の共催、協賛若しくは後援の名義の使用、又は行事に参加したもののうち、特に優秀と認められるものに対する賞状交付（以下「共催等」という）の承認（以下単に「承認」という。）に係る基準及び手続について必要な事項を定めるものとする。

(名義使用の区分)

第2条 名義の使用の区分は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 共催 市が、主催者の一員として行事の企画及び実施に参加する場合
- (2) 協賛 市が、行事の企画に参加し、又はその必要経費の一部を補助する場合
- (3) 後援 市が、助長奨励又は精神的支援の見地から、行事の推薦をする場合

(共催等の承認基準)

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当する行事について、承認をすることができる。

- (1) 国又は地方公共団体が主催若しくは共催等を行い、又は推薦する行事
- (2) 公共的団体等が主催又は共催等を行う行事
- (3) その他市長が適当と認める個人又は団体が行う行事

2 市長は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、承認を行わないものとする。ただし、第1号に該当するときであって、市長が本市のスポーツ振興及び市民の福祉の増進に寄与すると特に認める行事については、この限りでない。

- (1) 営利事業又は営利的な意図があるとき。
- (2) 政治的又は宗教的中立性が確保されていないとき。
- (3) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (4) 集団的に又は常習的に暴力的行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (5) 実施の確実性が疑われるとき。

(承認の申請)

第4条 承認を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、共催等承認申請書（第

1号様式)に、行事に係る計画書その他市長が別に指示する書類を添付して、行事を実施する日の30日前までに、市長に提出しなければならない。

(承認の決定)

第5条 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、承認をすべきと認めたときは、共催等承認書(第2号様式)により、速やかに申請者に通知するものとする。この場合において、承認をすることが適当でないとしたときは、その旨を通知するものとする。

(承認の条件)

第6条 市長は、承認をする場合において、必要に応じて、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 承認後に、申請内容に変更があった場合は、速やかに届け出をすること。
- (2) 行事終了後は、その結果について報告書を提出すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項を遵守すること。

(承認の取消)

第7条 市長は、承認を受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、承認を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により承認を受けたとき。
- (2) 前条の規定により付した条件に違反したとき。
- (3) この要綱又はこの要綱に基づく市長の指示に違反したとき。

2 前項の規定による取消によって、承認を受けたものに損害が生じることがあっても、市はその責めを負わない。

(手続の特例)

第8条 市長は、特別の理由があると認めるときは、この要綱に規定する手続を併合し、若しくは省略し、又はこの要綱に定める様式以外の用紙を申請者に使用させ、承認をすることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年12月4日から施行する。

附 則(平成31年4月19日決裁)

この要綱は、平成31年4月19日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

共 催 等 承 認 申 請 書

| | |
|---|--|
| 年 月 日 | |
| (あて先) 長崎市長 申請者 住 所 団体名 代表名 連絡先 次の事業について、長崎市の共協後賞状交付 催賛援を受けたいので、長崎市スポーツ行事に係る 共催等の承認事務取扱要綱第4条の規定により申請します。 | |
| 名 称 | |
| 日 時 | |
| 場 所 | |
| 主催者（団体） | |
| 他の後援団体 | |
| 入場料その他 | |

備考 事業の計画書（実施要領、企画書等）を添付してください。

第2号様式（第5条関係）

共 催 等 承 認 書

| | |
|---------------------------------|--------|
| 長崎市指令 第 号 年 月 日 | |
| 様 | 長崎市長 印 |
| 年 月 日付けで申請のあった事業については、長崎市スポーツ行事 | |
| に係る共催等の承認事務取扱要綱第5条の規定により、次のとおり | |
| 共 催 協 賛 後 援 賞状交付 | |
| を承認します。 | |
| 名 称 | |
| 日 時 | |
| 場 所 | |
| 承認の条件 | |

第1号様式（第4条関係）

第2号様式（第5条関係）